

# 「スマートフォンアプリケーション提供サイト 運営事業者向けガイドライン」について

2013年5月16日

一般社団法人 電気通信事業者協会  
(TCA)

# 移動電話委員会における検討

## • 移動電話委員会のもとに新部会設置

- 2012年10月、移動電話委員会委員会のもとに新たに「スマートフォンの利用者情報等の適正利用促進検討部会」を設置。
  - 部会メンバー：NTTドコモ、KDDI（部会長会社）、ソフトバンクモバイル、イー・アクセス、ウィルコム

## • 目的・活動内容

- 「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」で示された「スマートフォン利用者情報取扱指針」を踏まえて、スマートフォンの利用者情報等の適正な利用を促進するため、構成員間の情報共有、必要なガイドライン等の施策の検討・策定・運用、利用者への周知・啓発、外部関係団体・関係省庁・関係会議等への対応等に関する事項を取扱う。

## • 検討スケジュール

- 2012年10月31日 新部会設置、第1回会合（以後、月1回ペースで開催）
- 2013年 3月29日 「スマートフォンアプリケーション提供サイト運営事業者向けガイドライン」を公表  
[http://www.tca.or.jp/topics/2013/0329\\_561.html](http://www.tca.or.jp/topics/2013/0329_561.html)

# アプリ提供サイト運営事業者向けガイドライン

## - 目次 -

1. 背景

2. 目的

3. 対象範囲

4. スマートフォンプライバシーポリシーで求められる事項

5. アプリ提供サイト運営事業者向けガイドライン

(1) アプリ提供者等に対する支援等

- ①アプリ提供者等によるプライバシーポリシーの作成・公表の促進
- ②アプリに関するセキュリティの確認
- ③プライバシー・セキュリティ上適切ではないアプリが判明した場合の対応
- ④アプリ提供者等に対する啓発活動

(2) 利用者に対する周知啓発等

- ①スマートフォン契約時等における利用者に対する周知啓発
- ②様々なリテラシーの消費者への対処

# アプリ提供サイト運営事業者向けガイドライン

## 1. 背景

- ・ スマートフォンの普及が拡大し、様々なリテラシーの利用者が出現
- ・ 総務省殿スマートフォン プライバシー イニシアティブの発表
- ・ TCA移動電話委員会下に新部会を設置し、アプリ提供サイト運営事業者向けのガイドラインを策定して公表

## 2. 目的

- ・ アプリ提供サイト運営事業者が、プライバシー（利用者情報の取得方法が適切でない等）やセキュリティ（マルウェア等）の観点から適切ではないアプリを排除し、利用者情報が適切に取り扱われ、セキュリティ上も安心・安全なアプリを流通させるよう適正に運用すること。
- ・ 利用者に対して、スマートフォン利用時の注意事項等を周知啓発し、リテラシーの向上を図ること。

# アプリ提供サイト運営事業者向けガイドライン

## 3. 対象範囲

- ・ 移動体通信事業者が運営するサイトにおいて、アプリ提供者等によるスマートフォン向けのアプリを提供する場合の取扱い
- ・ 移動体通信事業者のスマートフォン契約時や、様々なリテラシーの消費者への対処等

・ 現在、移動体通信事業者が運営するアプリ提供サイトは、主として以下の2つの形態が存在。

アプリを自社サーバに登録して配信する提供形態      【配信型】

アプリを他社サーバから配信する提供形態      【紹介型】

(紹介型の例：自社サイトにアプリ提供者へのリンク先を掲載)

⇒今後も様々な提供形態が出現することも考えられるため、柔軟にガイドラインを見直し。

# アプリ提供サイト運営事業者向けガイドライン

## 4. スマートフォンプライバシー イニシアティブで求められる事項

- ・【総論】基本原則

- ①透明性の確保、②利用者関与の機会の確保、  
③適正な手段による取得の確保、④適切な安全管理の確保  
⑤苦情・相談への対応体制の整備、⑥プライバシー・バイ・デザイン

- ・【各論】関係事業者における取組

移動体通信事業者・端末提供事業者：

スマートフォン販売時等に利用者に必要な事項を周知

(従来型携帯電話との違い等)

アプリ提供者の適切な取扱い支援・啓発活動

連絡通報窓口の設置 等

# アプリ提供サイト運営事業者向けガイドライン

## 5. アプリ提供サイト運営事業者向けガイドライン（1/4）

### （1）アプリ提供者等に対する支援

#### ① アプリ提供者等によるプライバシーポリシーの作成・公表の促進

- ・ イニシアティブに沿った掲載ガイドライン等を作成してアプリ提供者等に予め提示。
- ・ 配信型事業者は、アプリ提供者等からの事前申請を受け、プライバシーやセキュリティの観点から検査を実施。
- ・ アプリ提供者等が作成したアプリケーションプライバシーポリシーへのハイパーリンクを自社運営サイトに掲載。

#### ② アプリに関するセキュリティの確認

- ・ アプリ提供者等に対して、マルウェア対策関連の情報提供。
- ・ 各運営事業者の基準に従って、セキュリティ上の確認。事後的にも定期的にチェック。
- ・ 脆弱性を含むアプリへの対応として、掲載ガイドライン等においてJSSECのセキュアコーディングガイド等を参考とした脆弱性排除を記述。

# アプリ提供サイト運営事業者向けガイドライン

## 5. アプリ提供サイト運営事業者向けガイドライン (2/4)

### ③適切ではないアプリが判明した場合の対応

- ・ 連絡窓口を設置し、利用者からのプライバシーやセキュリティの観点から適切ではないアプリ等に関する情報を収集。
- ・ 不適切なアプリが判明した場合、当該アプリの削除や利用者への注意喚起、関係事業者間の情報共有等、適切に対応。
- ・ アプリ提供サイト運営事業者間で情報共有するとともに、セキュリティ関連事業者の団体やアプリ提供事業者の団体等との間で窓口を明確化し、連携して対応。

### ④アプリ提供者等に対する啓発活動

- ・ アプリ提供サイト運営事業者は、アプリ提供者等との関係を有するとともに、利用者への携帯電話サービス提供をベースにアプリの配信や紹介を実施。
- ・ 上記の役割を踏まえ、アプリ提供者等に対する啓発活動を実施。

# アプリ提供サイト運営事業者向けガイドライン

## 5. アプリ提供サイト運営事業者向けガイドライン（3/4）

### （2）利用者に対する周知啓発等

#### ①スマートフォン契約時等における利用者に対する周知啓発

- ・ 次のような各項目について、書面に記載の上、丁寧に説明。
  - － スマートフォンと従来型携帯電話との違い
  - － スマートフォンにおける様々な利用者情報の取扱いと注意点
  - － スマートフォンにおける情報セキュリティ対策

#### ②様々なリテラシーの消費者への対処

- ・ 十分なリテラシーを有していない高齢者や青少年等に対して次のような取組みを継続的に実施。

# アプリ提供サイト運営事業者向けガイドライン

## 5. アプリ提供サイト運営事業者向けガイドライン（4/4）

### ■ 端末・サービス開発時の取組み

- 青少年向けに、利用機能を制限したスマートフォン端末の開発
- 高齢者向けに、見やすさ、分かりやすさを訴求した端末の開発
- 青少年が、安心安全にインターネットを利用できるアクセス制限
- スマートフォンの設定・操作等の全般の問合せサポートの開発

### ■ サービス利用時の取組み（周知・啓発活動）

- 青少年向け、高齢者向けの自主セミナーの開催

# TCA

**一般社団法人 電気通信事業者協会**

Telecommunications Carriers Association